

参加団体・グループ募集! 「市民ふれあいミーティング」



◆**テーマ**
市政に関することの中から
申込団体、グループが設定。

◆**場所**

市長応接室（市役所3階）

◆**申込方法**

開催希望日の1カ月前までに、電話または窓口で参加者の住所、氏名、電話番号、話し合いたいテーマを申し出てください。

お申し込み・お問い合わせは、
秘書広報課（3階）

☎(20)1512、FAX(20)1601へ。

市民の皆さんに、市政をより身近なものに感じていただくため、これからの茂原市について、市長と直接、意見交換をしてみませんか？

◆**開催期間**

随時受付。

※議会開催月（6月・9月・12月・3月）は除く。

※開催日・開催時間は、協議の上、決定します。

◆**対象**

市内在住・在勤・在学の団体、グループで、出席者数が5人以上10人程度。

※宗教および政治上の目的を有する団体、公序良俗に反する団体は除く。

平成29年 新年交歓会を 開催します

平成29年の新年を迎えるにあたり、新年交歓会を開催します。

◆**日時** 1月4日(水)
11時30分～

◆**場所** 市役所市民室

◆**会費** 千円

◆**申込方法** 秘書広報課、本納支所に費用を添えて。

◆**申込締切** 12月13日(火)

お申し込み・お問い合わせは、
秘書広報課（3階）

☎(20)1512、FAX(20)1601へ。

冬の交通安全運動

12月10日(土)～19日(日)



年末は、なにかとせわしい時期です。ふとした不注意が思わぬ交通事故につながりかねません。このようなときこそ交通ルールを守り正しい交通マナーを実践して、交通事故防止に努めましょう。

忘年会などで飲酒の機会も多くなる時期ですが、飲酒運転は重大事故を引き起こす要因で、絶対にしてはならないことです。家庭、職場等で飲酒運転は「絶対しない・させない・許さない」を徹底しましょう！

また、夕暮れ時や夜間の交通事故を防止するため、自転車や車は早めのライト点灯に、歩行者は反射材の活用にご協力をよろしく願います。

お問い合わせは、
生活課（2階）

☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

「ゾーン30」が始まります

生活道路の安全な交通環境を守るため、市内東部台地区（下図参照）が千葉県公安委員会により「ゾーン30」の区域に指定され、12月中から運用を開始します。これに伴い指定区域と分かるよう、道路標識や路面表示などを整備します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※「ゾーン30」とは

歩行者や自転車などの安全を確保するため、自動車などの速度を抑制するよう指定する区域（ゾーン）です。区域内は、最高速度が時速30キロメートル以内に制限されます。



お問い合わせは、
生活課（2階）
☎(20)1505、FAX(20)1600、
土木管理課（7階）
☎(20)1537、FAX(20)1605、
茂原警察署
☎(22)0110へ。

茂原市自立相談 支援センター

☎ご相談ください

生活全般にわたる困りごとについての相談窓口です。専門の支援員がどのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。一

人で抱え込まずにご相談ください。

◆**相談窓口** 長生ひなた

☎(36)3013、FAX(22)7844
(長尾2694)

✉hinata.yousei@liac.plala.or.jp

or.jp

お問い合わせは、
社会福祉課（7階）

☎(20)1571、FAX(20)1605へ。